

回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 10月 12日（木）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：コンパルホール 400会議室

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は、大分市ホームページにも掲載いたします。

-大分市立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について-

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年10月12日（木） 19時00分～

【場所】：コンパルホール 400会議室

【対象】：大分中央地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

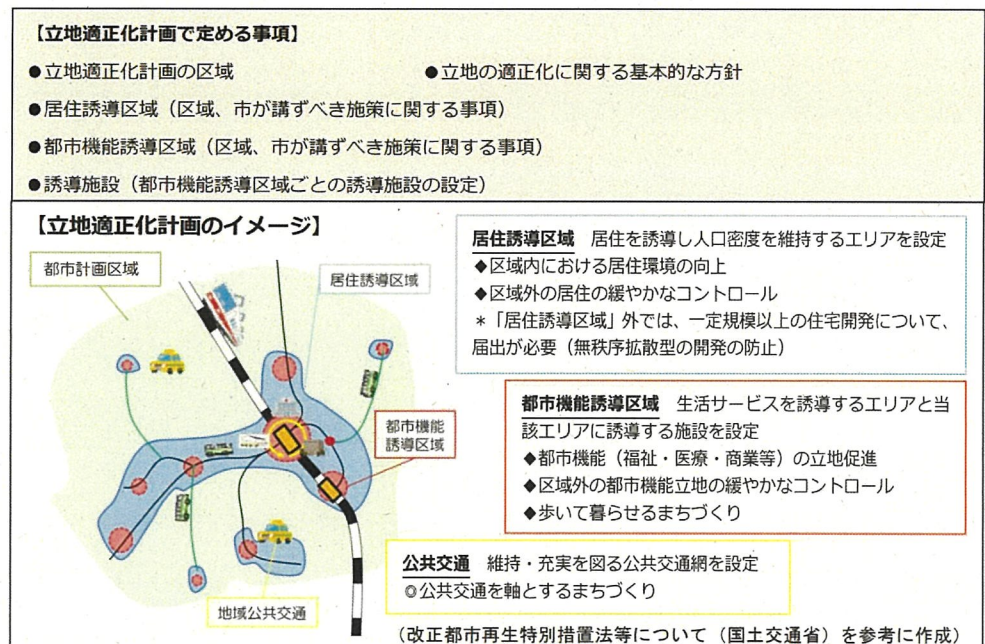
【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

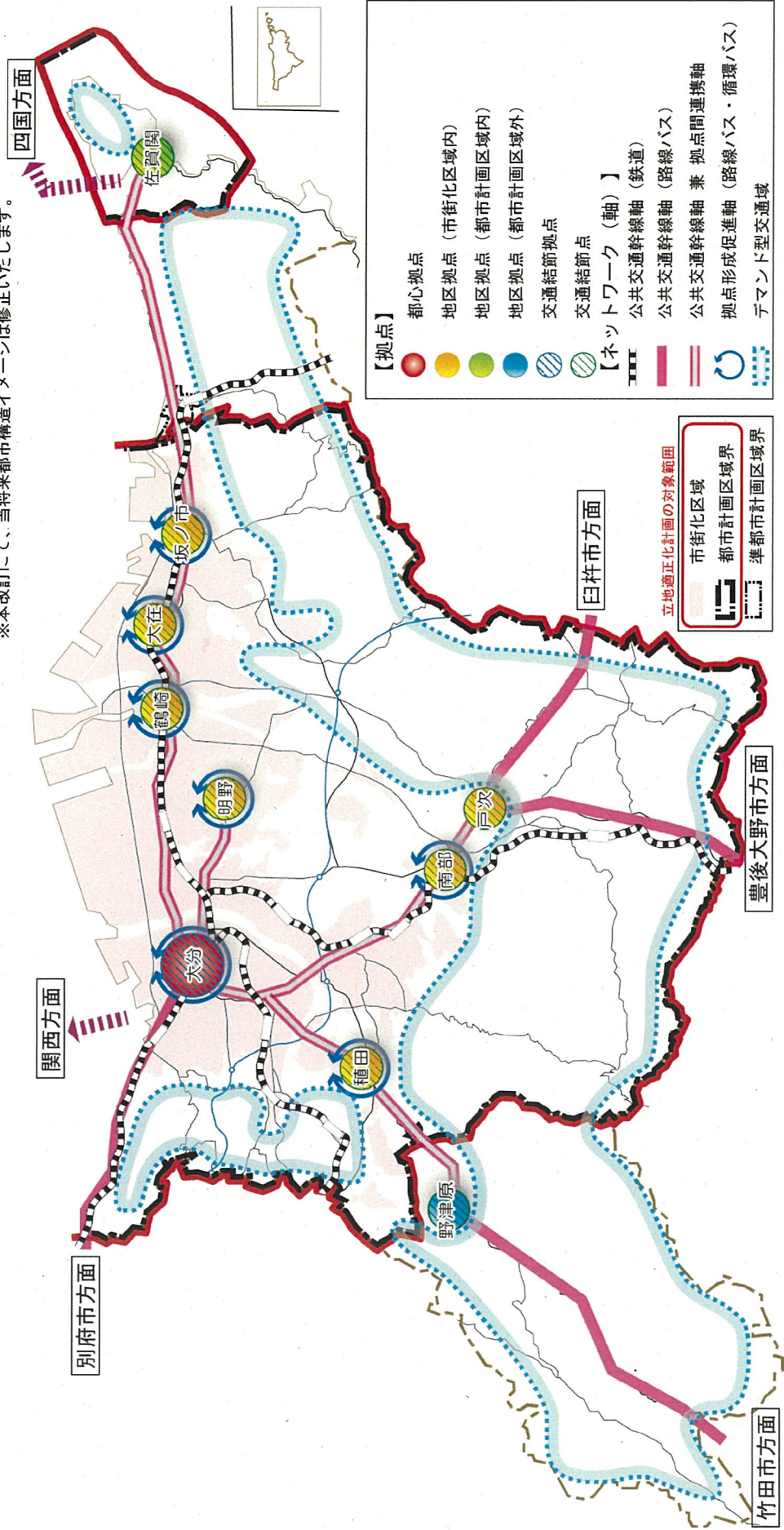
※「防災指針」とは

・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀関都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀関準都市計画区域」に指定しています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 10月 17日（火）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：大分東部公民館 大会議室A・B

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は、大分市ホームページにも掲載いたします。

-大分市立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について-

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年10月17日（火） 19時00分～

【場所】：大分東部公民館 大会議室 A・B

【対象】：城東・原川地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定

【立地適正化計画で定める事項】

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 都市機能誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定）

【立地適正化計画のイメージ】



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

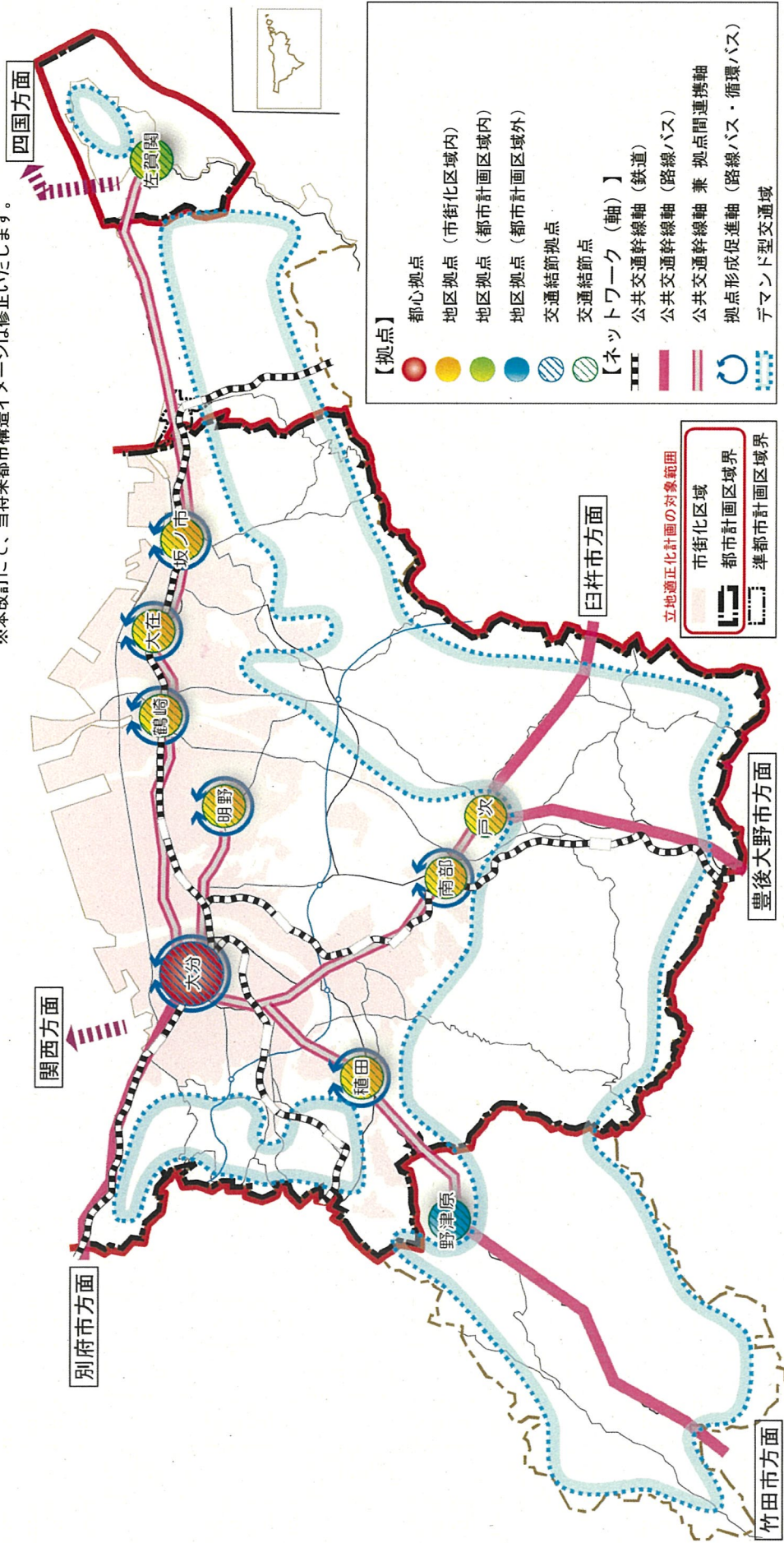
※「防災指針」とは

・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀県都市計画区域」は令和3年3月26日をもって
 廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀関連
 都市計画区域」に指定しています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 10月 19日（木）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：大南市民センター 大会議室

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は大分市ホームページにも掲載いたします。

-大分市立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について-

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年10月19日（木） 19時00分～

【場所】：大南市民センター 大会議室

【対象】：大南地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定

【立地適正化計画で定める事項】

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 都市機能誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定）

【立地適正化計画のイメージ】



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

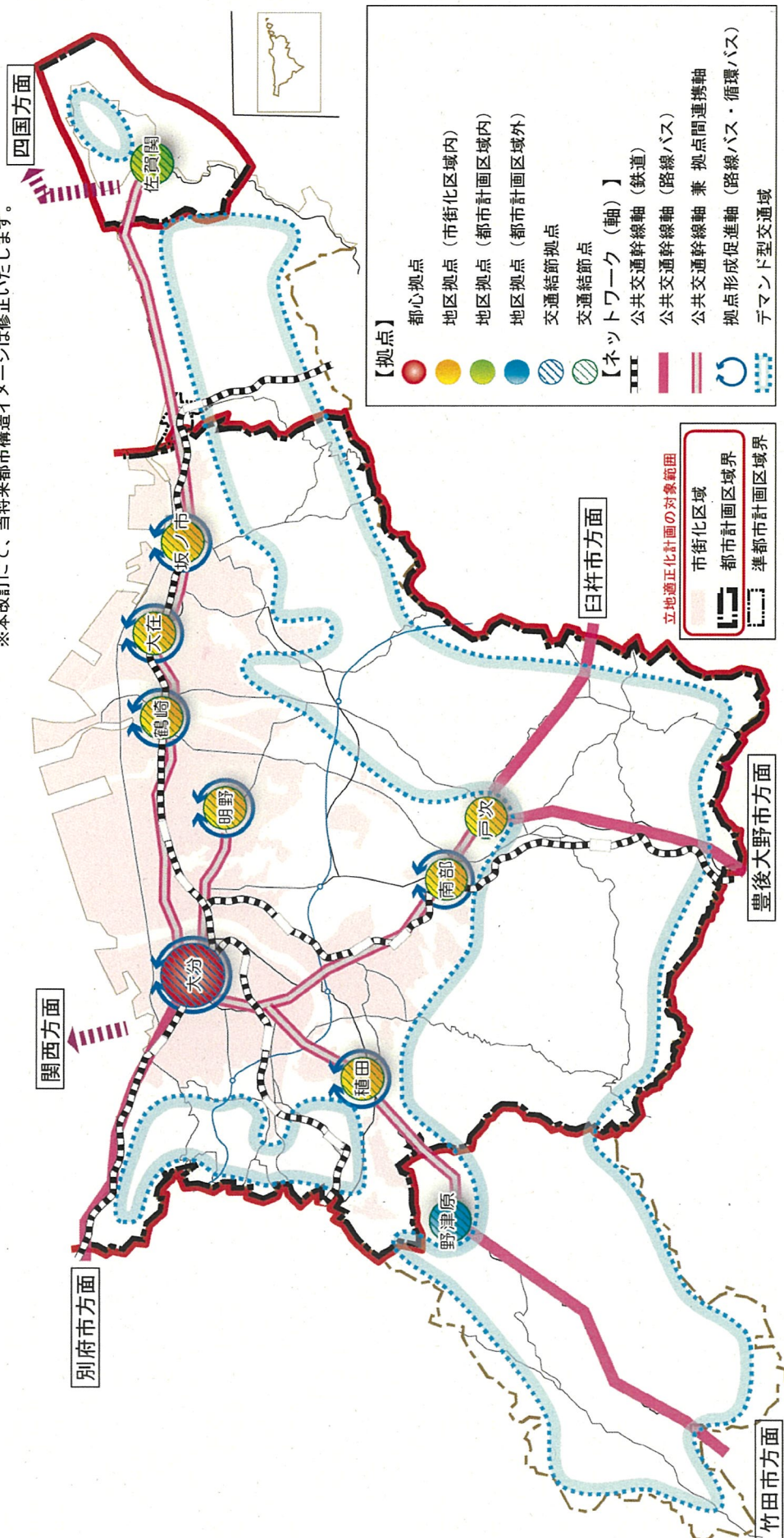
※「防災指針」とは

- ・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
- ・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀県都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀県準都市計画区域」に指定されています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 10月 20日（金）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：大在公民館 研修室

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は、大分市ホームページにも掲載いたします。

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年10月20日（金） 19時00分～

【場所】：大在公民館 研修室

【対象】：大在地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定

【立地適正化計画で定める事項】

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 都市機能誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定）

【立地適正化計画のイメージ】



居住誘導区域 居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定
◆区域内における居住環境の向上
◆区域外の居住の緩やかなコントロール
*「居住誘導区域」外では、一定規模以上の住宅開発について、届出が必要（無秩序拡散型の開発の防止）

都市機能誘導区域 生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定
◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
◆歩いて暮らせるまちづくり

公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定
◎公共交通を軸とするまちづくり

（改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）を参考に作成）

改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

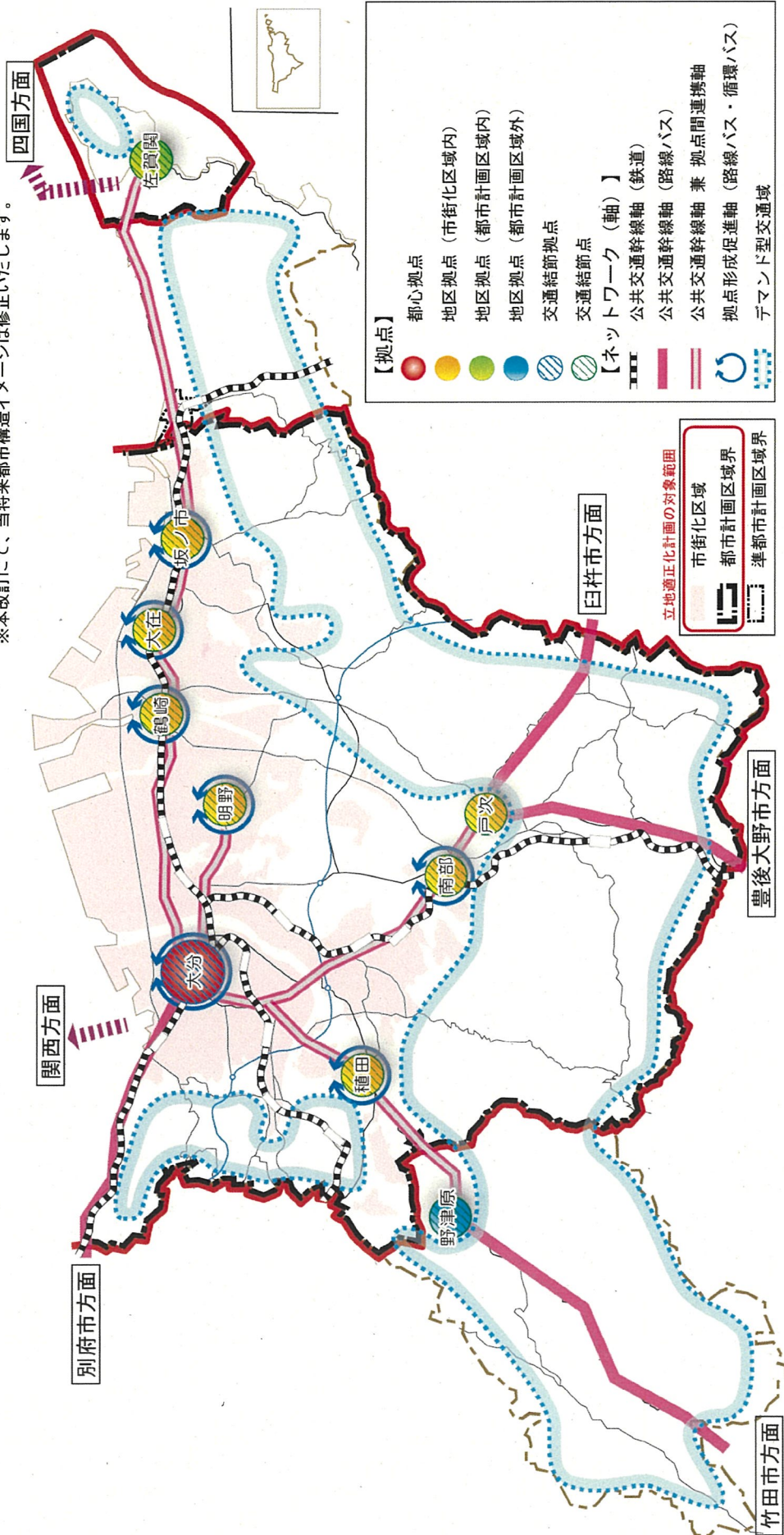
※「防災指針」とは

- ・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
- ・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀関都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀関準都市計画区域」に指定されています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 10月 24日（火）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：大分南部公民館 研修室2・3

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

今回覧物は大分市ホームページにも掲載いたします。

-大分市立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について-

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年10月24日（火） 19時00分～

【場所】：大分南部公民館 研修室2・3

【対象】：滝尾地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

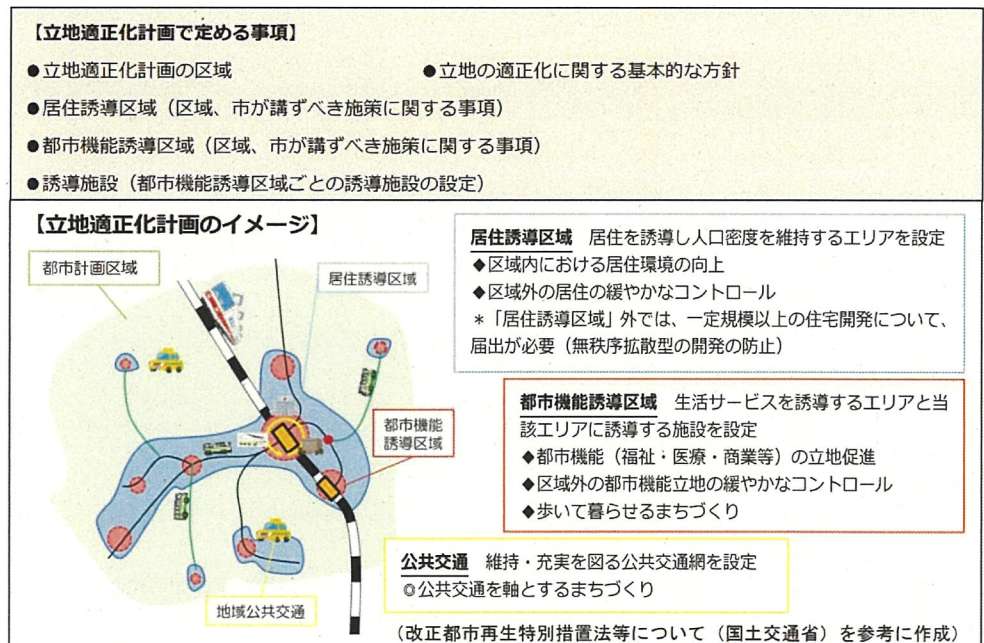
【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

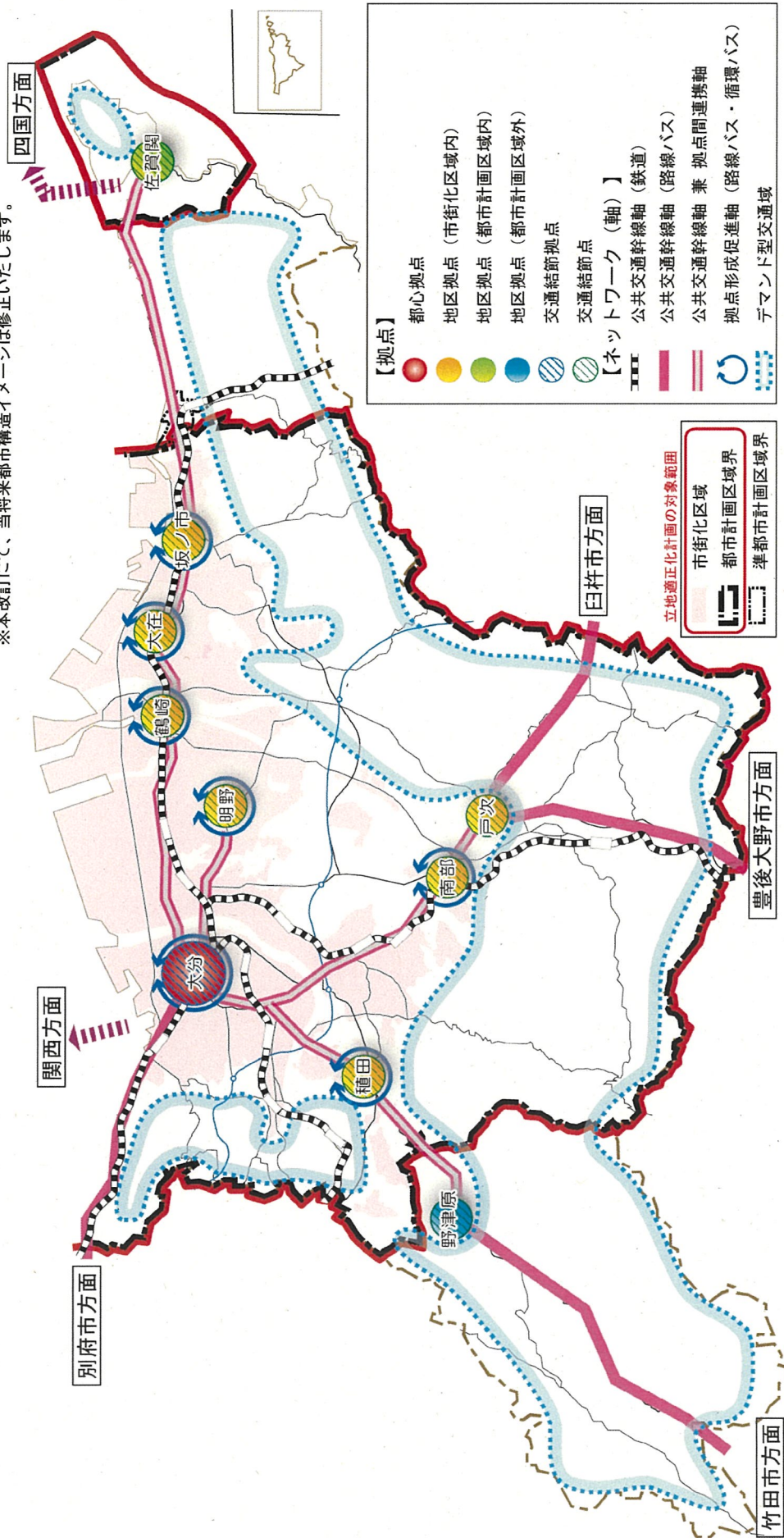
※「防災指針」とは

・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀関都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀関準都市計画区域」に指定されています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 10月 26日（木）
19時30分～（1時間30分程度）

場 所：鶴崎市民行政センター 大会議室

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は大分市ホームページにも掲載いたします。

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年10月26日（木） 19時30分～

【場所】：鶴崎市民行政センター 大会議室

【対象】：鶴崎地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

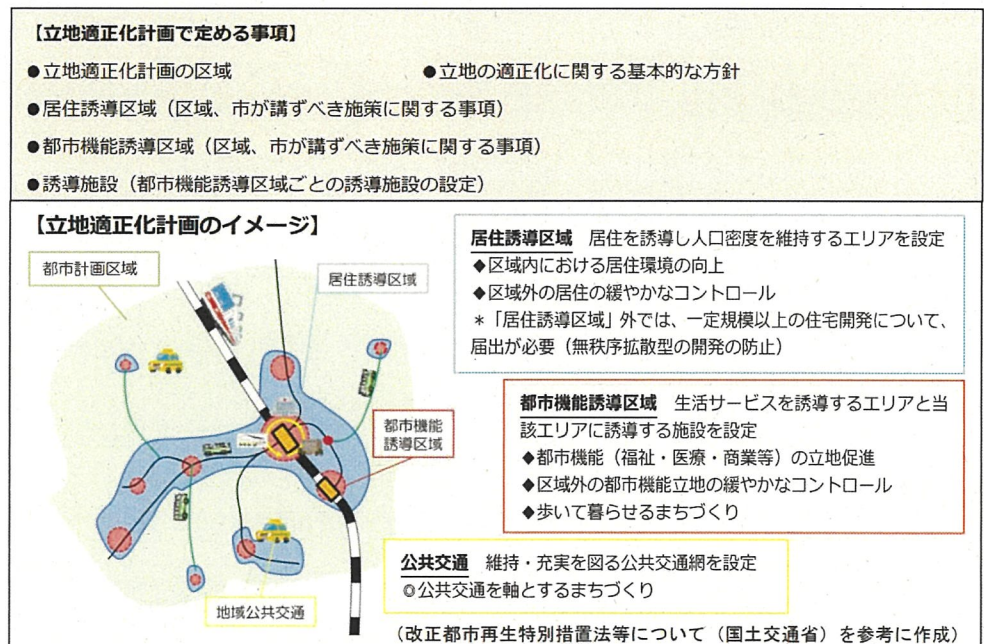
【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

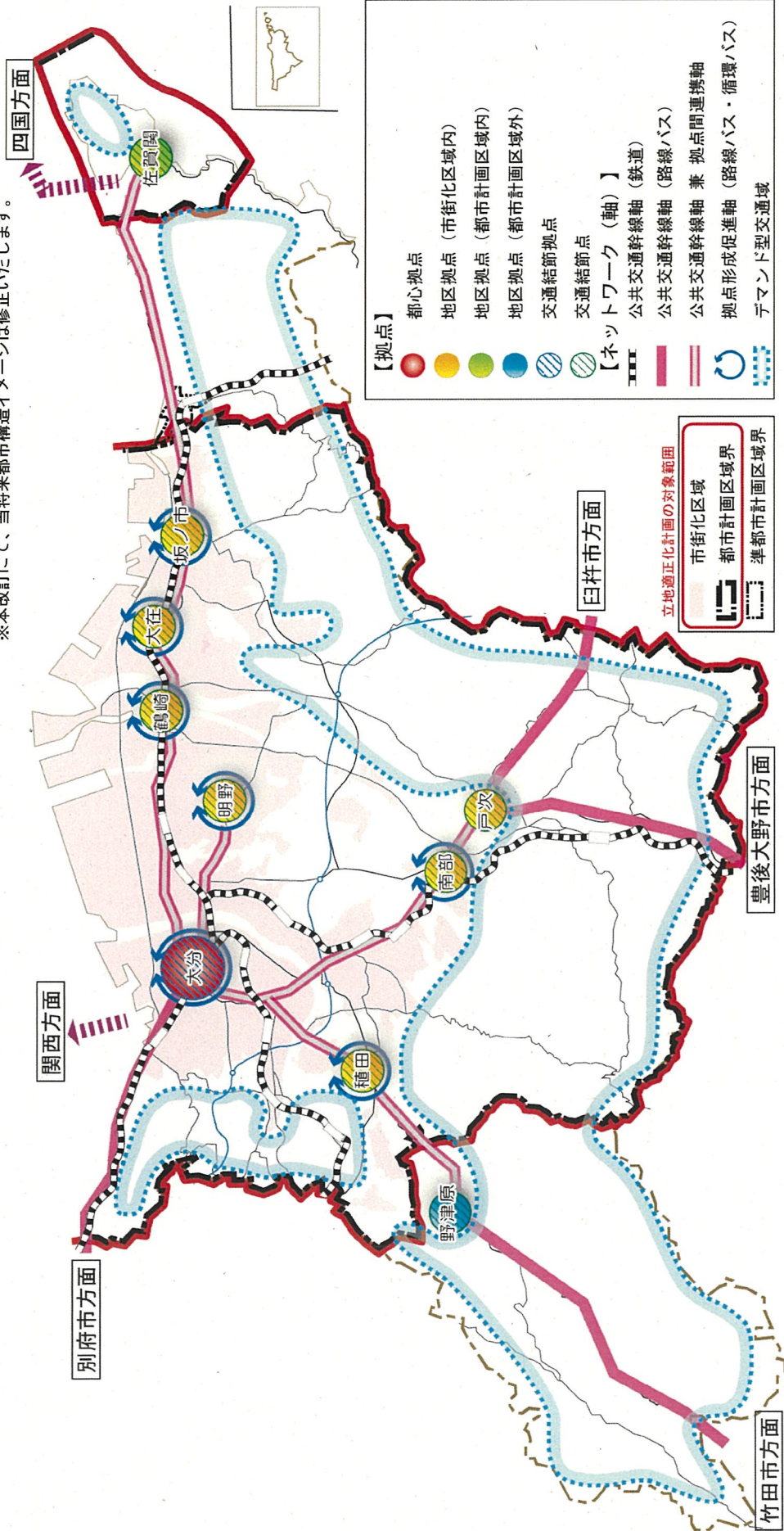
※「防災指針」とは

- ・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
- ・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀関都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀関準都市計画区域」に指定されています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 10月 31日（火）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：大分西部公民館 研修室2

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は大分市ホームページにも掲載いたします。

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年10月31日（火） 19時00分～

【場所】：大分西部公民館 研修室2

【対象】：大分西部地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

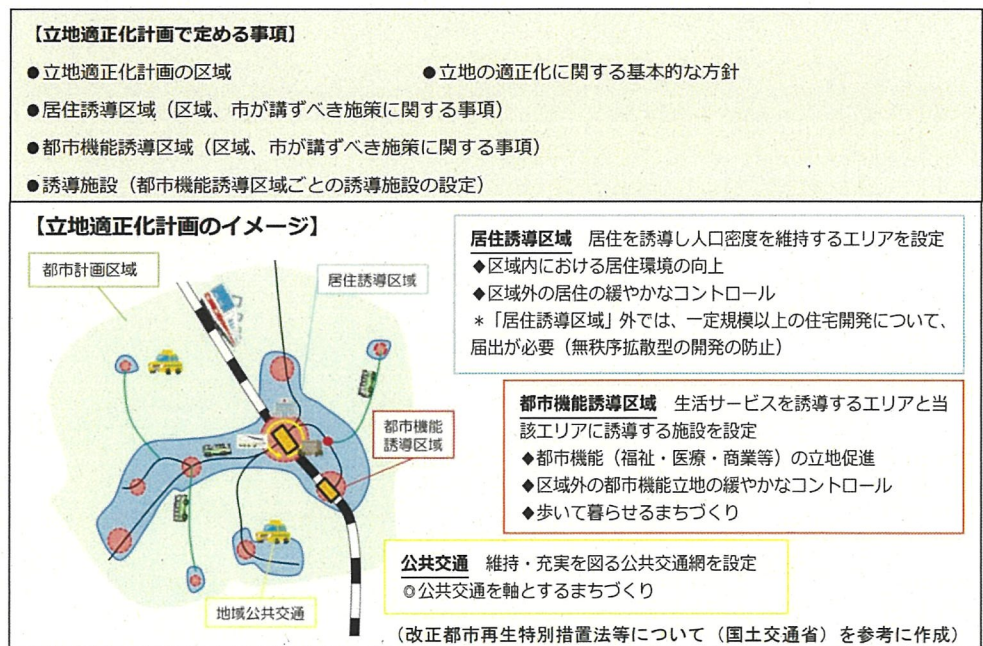
【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

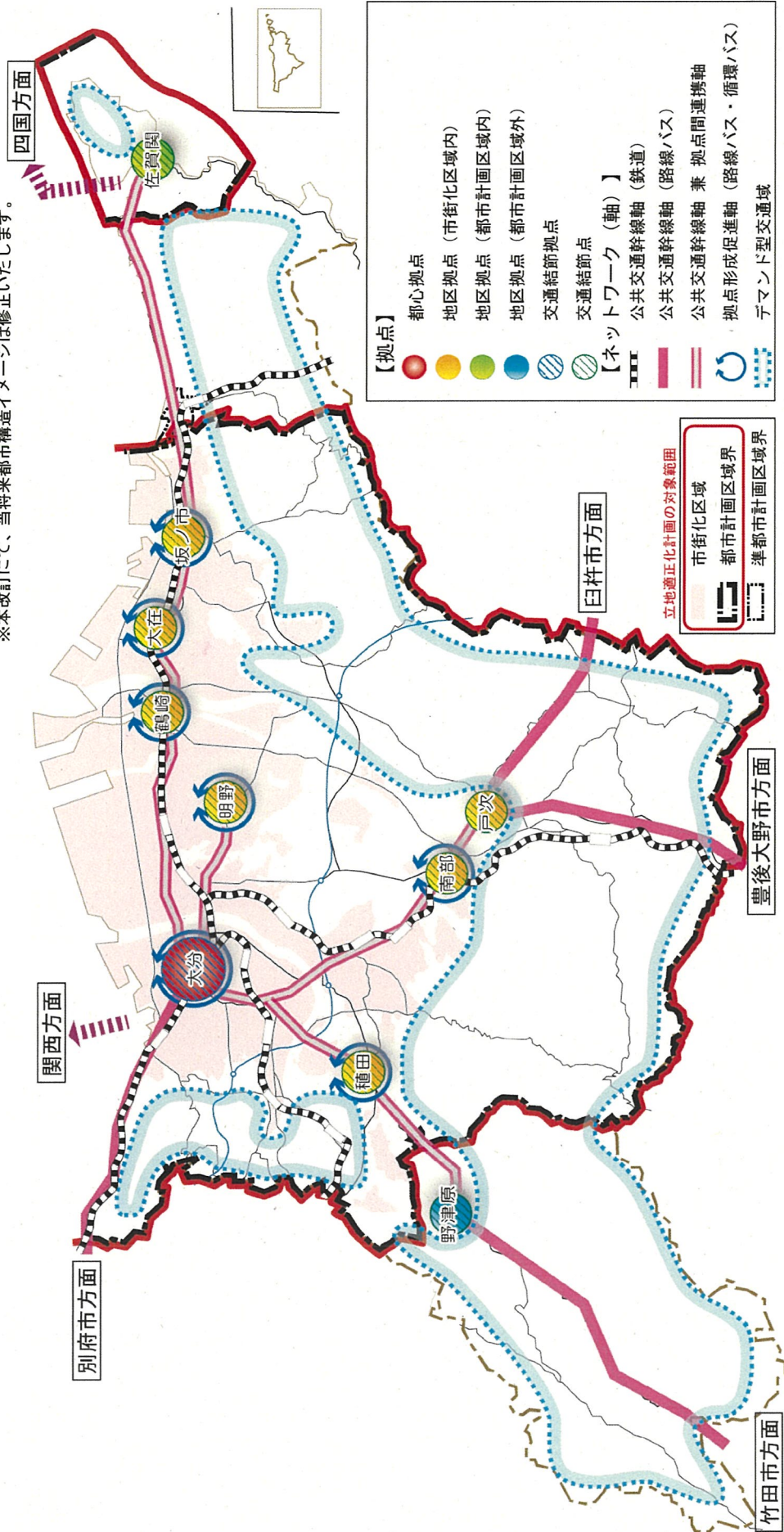
※「防災指針」とは

・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀関都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀関準都市計画区域」に指定しています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 11月 2日（木）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：野津原公民館 第1・第2会議室

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は、大分市ホームページにも掲載いたします。

-大分市立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について-

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年11月2日（木） 19時00分～

【場所】：野津原公民館 第1・第2会議室

【対象】：野津原地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定

【立地適正化計画で定める事項】

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 都市機能誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定）

【立地適正化計画のイメージ】



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

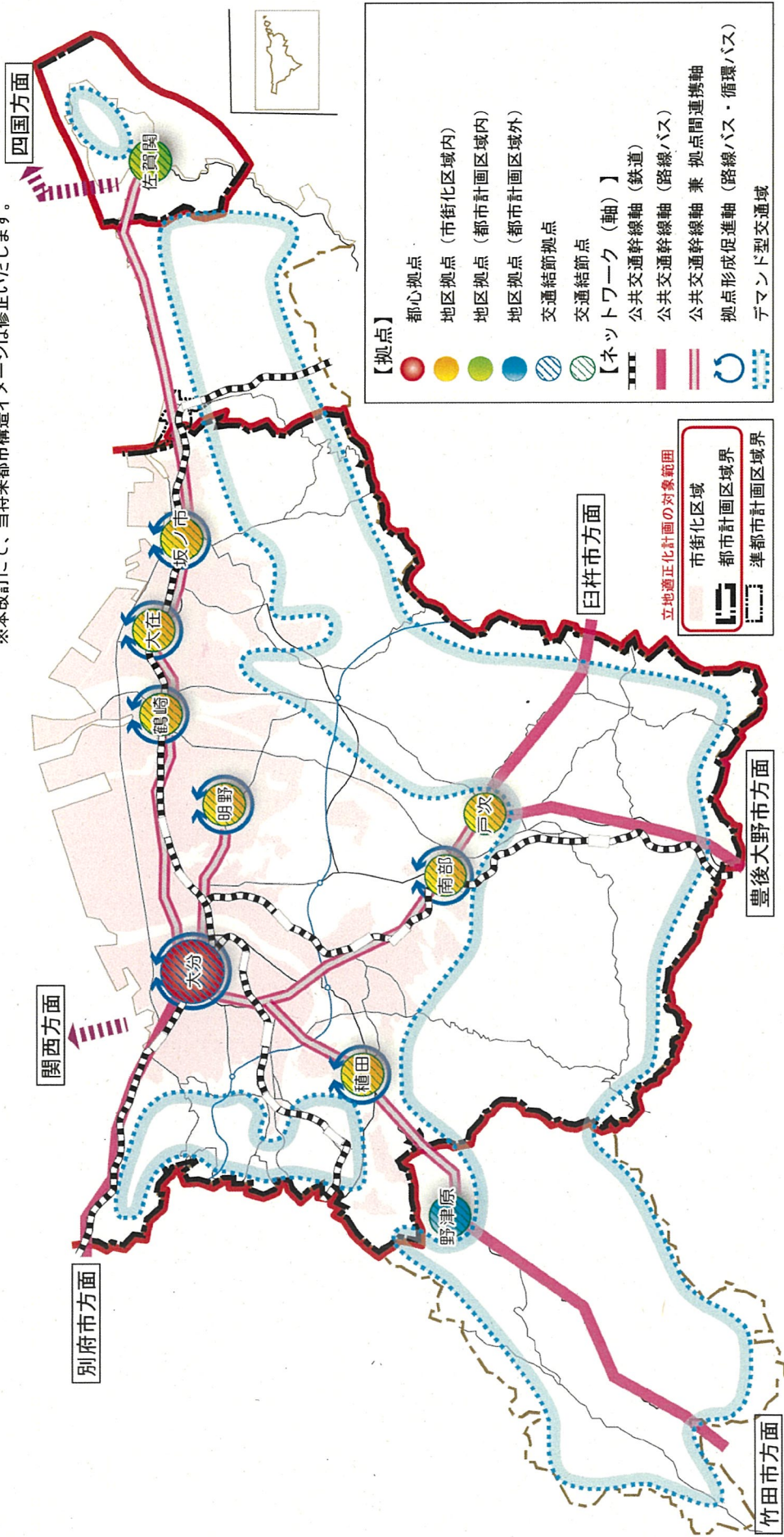
※「防災指針」とは

・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀県都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀県準都市計画区域」に指定されています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 11月 6日（月）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：南大分公民館 多目的ホール

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は大分市ホームページにも掲載いたします。

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年11月6日（月） 19時00分～

【場所】：南大分公民館 多目的ホール

【対象】：南大分地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

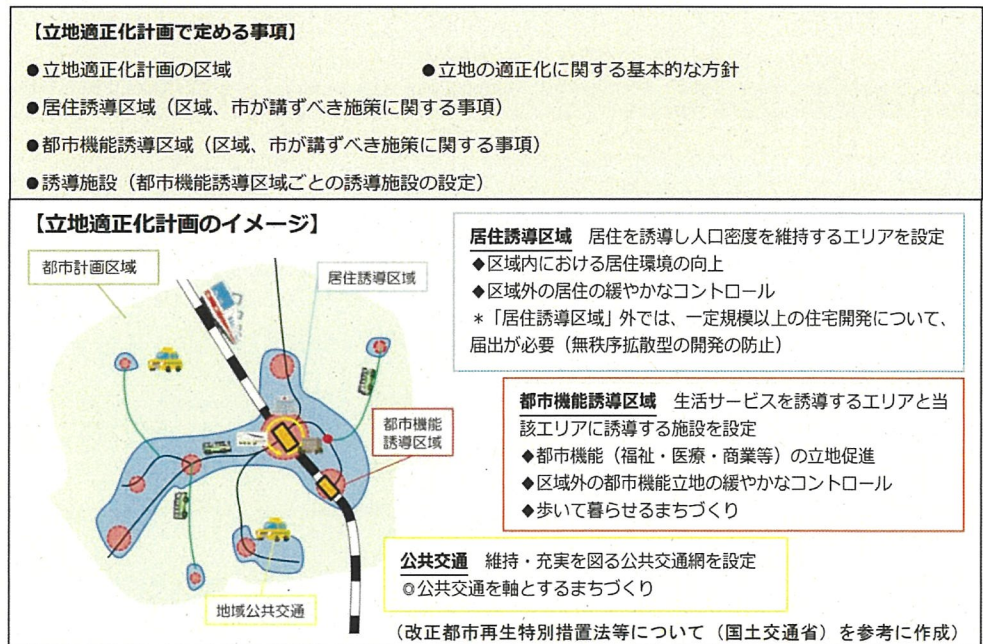
【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

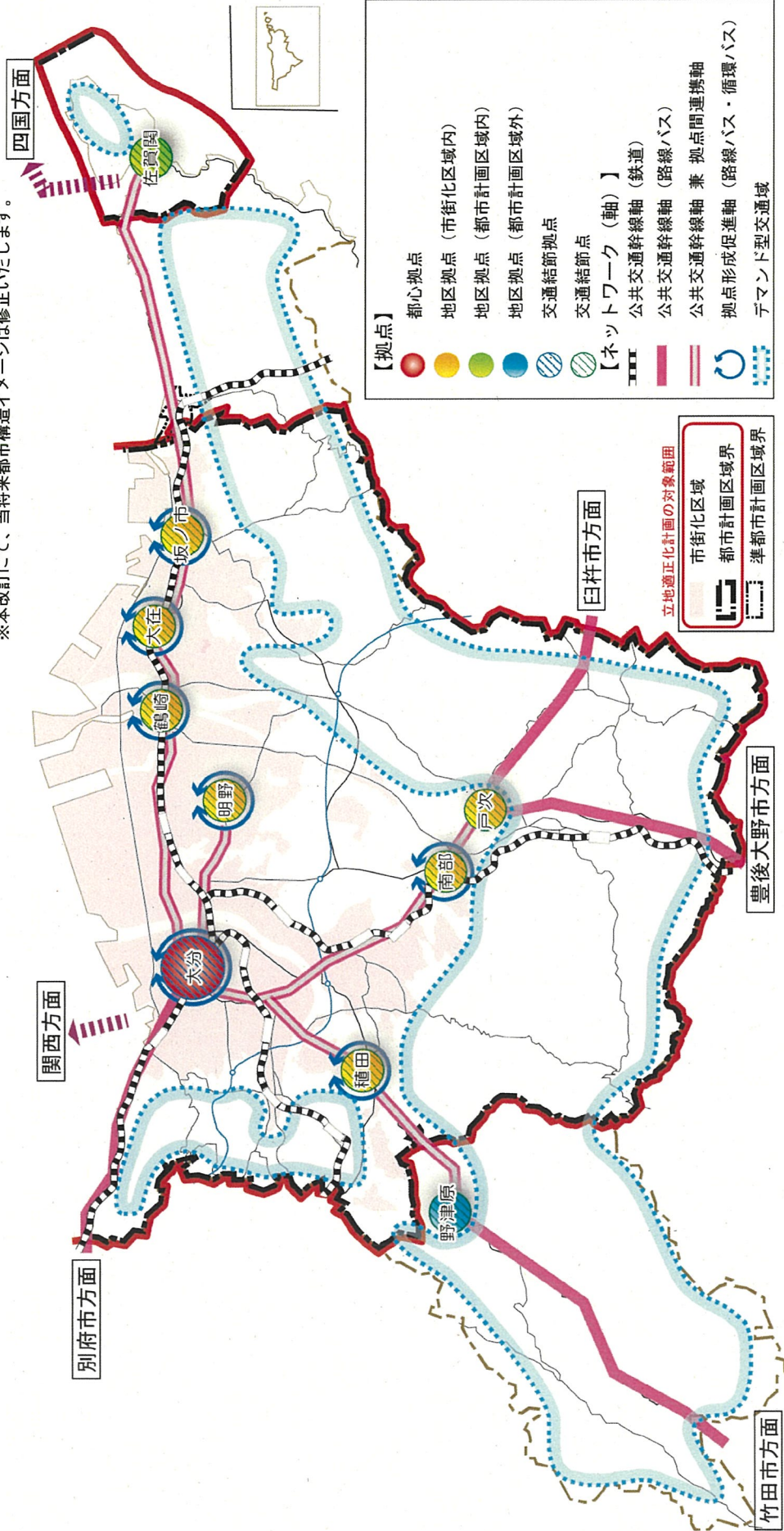
※「防災指針」とは

・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀関都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀関準都市計画区域」に指定されています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 11月 7日（火）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：佐賀関公民館 研修室1・2

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は大分市ホームページにも掲載いたします。

-大分市立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について-

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年11月7日（火） 19時00分～

【場所】：佐賀関公民館 研修室1・2

【対象】：佐賀関地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

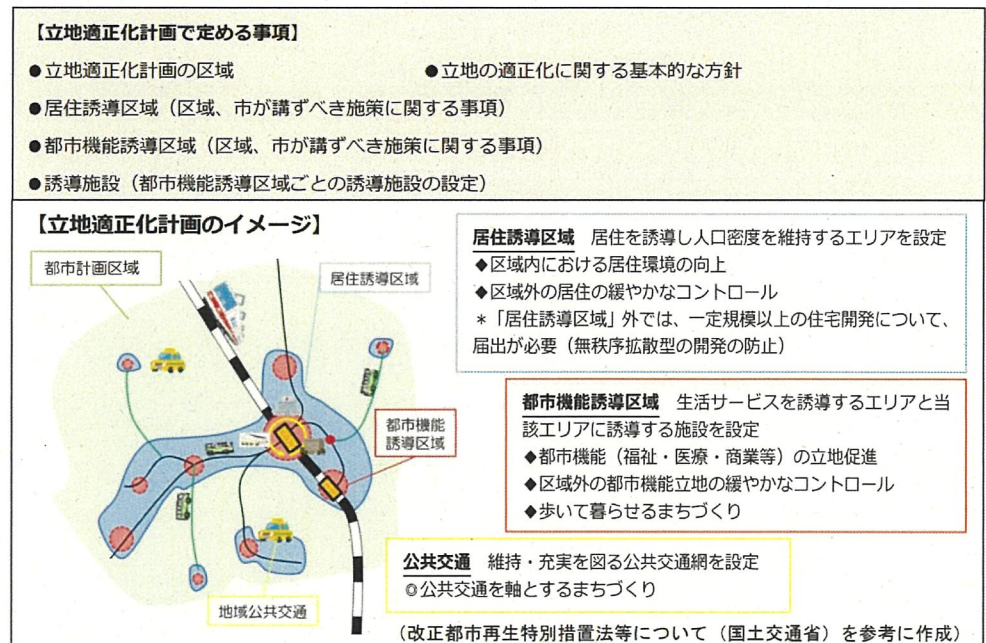
【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

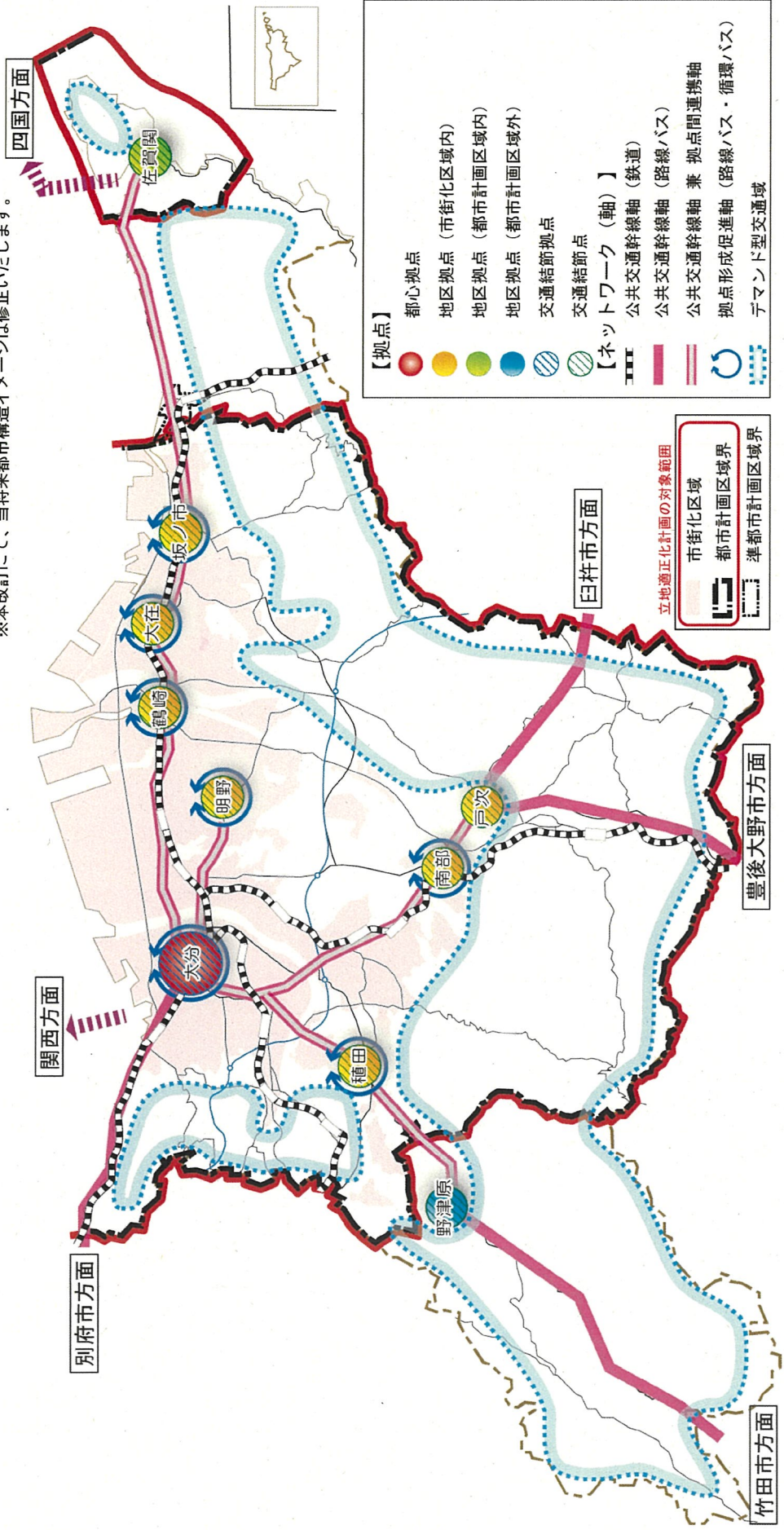
※「防災指針」とは

・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀県都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀県準都市計画区域」に指定されています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 11月 9日（木）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：植田市民行政センター 大会議室

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は大分市ホームページにも掲載いたします。

-大分市立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について-

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年11月9日（木） 19時00分～

【場所】：穂田市民行政センター 大会議室

【対象】：穂田地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定

【立地適正化計画で定める事項】

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 都市機能誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定）

【立地適正化計画のイメージ】



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

※「防災指針」とは

- ・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
- ・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 11月 14日（火）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：坂ノ市公民館 研修室2・3

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は、大分市ホームページにも掲載いたします。

-大分市立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について-

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年11月14日（火） 19時00分～

【場所】：坂ノ市公民館 研修室2・3

【対象】：坂ノ市地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

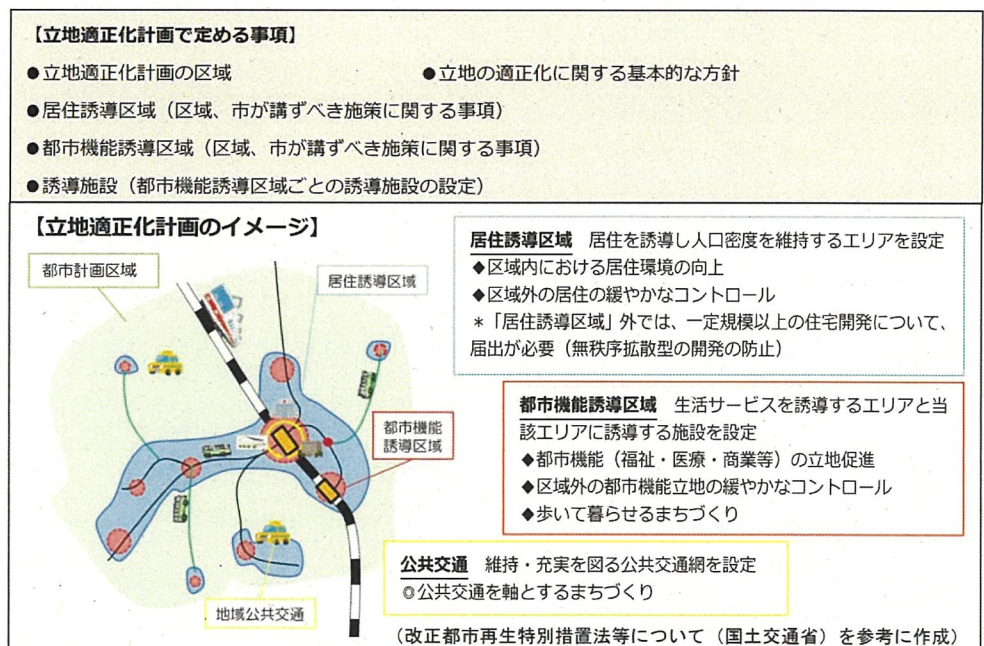
【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定



改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

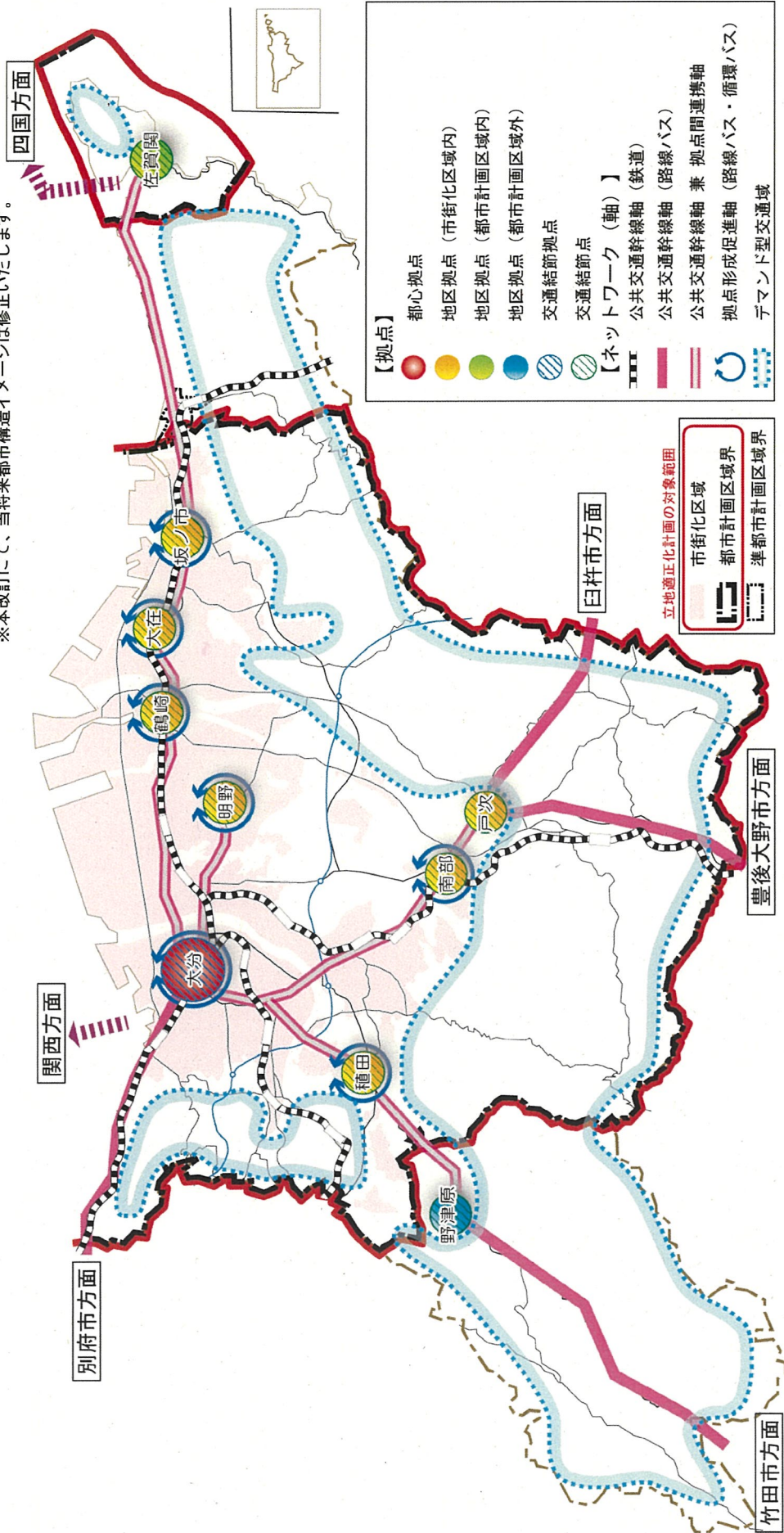
※「防災指針」とは

- ・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
- ・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀関都市計画区域」は令和3年3月26日をもって
 廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀関準
 都市計画区域」に指定しています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。



回 覧

関係各位

大分市 都市計画部 都市計画課

立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃より、本市の都市計画行政の推進につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成31年3月に策定した大分市立地適正化計画の改訂に向けて作業に取り組んでおり、この度、素案を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご多忙中誠に恐縮ですが、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

日 時：令和 5年 11月 16日（木）
19時00分～（1時間30分程度）

場 所：明治明野公民館 研修室1

以上

〈お問い合わせ先〉

大分市都市計画部 都市計画課

097-537-5967(直通)

担当者 植木、蓑手、立花

本回覧物は、大分市ホームページにも掲載いたします。

-大分市立地適正化計画改訂（素案）に関する説明会の開催について-

説明会の目的

大分市立地適正化計画改訂のお知らせのため

説明会の概要

【開催日時】：令和5年11月16日（木） 19時00分～

【場所】：明治明野公民館 研修室1

【対象】：明野地区にお住まいのかた

【説明会の内容（予定）】

- ①立地適正化計画とは
- ②改訂の目的について
- ③改訂内容について

立地適正化計画とは

本市では、都市再生特別措置法第81条に基づき、平成31年3月に「大分市立地適正化計画」を策定いたしました。

本計画は、住宅及び都市機能増進施設（福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画で、主に以下の事項を定めています。

【計画策定年月日】

平成31年3月29日

【計画対象範囲】

大分市全域

【計画期間】

令和22年(2040年)

※おおむね20年後を想定

【立地適正化計画で定める事項】

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 都市機能誘導区域（区域、市が講ずべき施策に関する事項）
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定）

【立地適正化計画のイメージ】



居住誘導区域 居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

- ◆区域内における居住環境の向上
- ◆区域外の居住の緩やかなコントロール
- *「居住誘導区域」外では、一定規模以上の住宅開発について、届出が必要（無秩序拡散型の開発の防止）

都市機能誘導区域 生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

- ◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
- ◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
- ◆歩いて暮らせるまちづくり

公共交通 維持・充実を図る公共交通網を設定

- ◎公共交通を軸とするまちづくり

（改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）を参考に作成）

改訂の主な目的

【目的①】

策定後5年が経過したため、現行計画の評価・分析を行うことによる改訂（見直し）

（都市再生特別措置法第84条）

【目的②】

「防災指針」追加による改訂（見直し）（都市再生特別措置法第81条）

※「防災指針」とは

- ・地震、洪水などの自然災害に対応するため、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。
- ・防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面から安全確保のための対策を定めます。

（例）：河川堤防・海岸の強化、災害リスクの周知など

図：目指すべき将来都市構造イメージ ※計画策定（平成31年3月）時点のもの

※「佐賀県都市計画区域」は令和3年3月26日をもって廃止され、そのうちの一部について、同日付で「佐賀県準都市計画区域」に指定しています。
 ※本改訂にて、当将来都市構造イメージは修正いたします。

